

別添1 必要な滞納無証明書・納税証明書

宮崎市に事業所がある場合	法人	市税	<p><u>宮崎市発行の滞納無証明書（原本のみ）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市税を滞納していない証明（発行日が申請日より2か月以内のもの） ※支店・営業所にも課税がある場合には、複数枚発行されることがあります。 <p style="text-align: right;">※下記の注意事項をご確認ください。</p>
		国税	<p><u>所轄税務署発行の納税証明書（写し可）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 未納の税額のない証明（発行日が申請日より2か月以内のもの） 法人税、消費税及び地方消費税（書式その3の3）
	法人代表者 （宮崎市税が課税されている場合）	市税	<p><u>宮崎市発行の滞納無証明書（原本のみ）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市税を滞納していない証明（発行日が申請日より2か月以内のもの） （国民健康保険税を含む証明が必要） <p style="text-align: right;">※下記の注意事項をご確認ください。</p>
宮崎市に事業所がない場合	法人	国税	<p><u>所轄税務署発行の納税証明書（写し可）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 未納の税額のない証明（発行日が申請日より2か月以内のもの） 法人税、消費税及び地方消費税（書式その3の3）
	法人代表者 （宮崎市税が課税されている場合）	市税	<p><u>宮崎市発行の滞納無証明書（原本のみ）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市税を滞納していない証明（発行日が申請日より2か月以内のもの） （国民健康保険税を含む証明が必要） <p style="text-align: right;">※下記の注意事項をご確認ください。</p>

【滞納無証明書に関する注意事項！】

- ・宮崎市発行の滞納無証明書は原本を添付してください。
- ・法人と法人代表者の税証明交付請求をする場合は、法人分と代表者分でそれぞれ記入が必要です。
- ・証明窓口の事務処理上、市税の納入又は口座振替後10日以内に税証明交付請求をされる場合は、納入が確認できる領収書又は口座振替後に記帳した通帳をご持参ください。また、ペイジーやペイビー納付の場合は、領収書が発行されません。納付が確認されるまで1～2週間ほどかかり、証明書発行はそれ以降になります。